

岩手県告示第742号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸桑ノ浜漁港海岸桑ノ浜地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点12までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点12と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度18分35秒00041、東経141度54分26秒09855

基点2 北緯39度18分35秒05398、東経141度54分26秒59724

基点3 北緯39度18分35秒01514、東経141度54分26秒79338

基点4 北緯39度18分34秒81660、東経141度54分26秒96412

基点5 北緯39度18分34秒20974、東経141度54分26秒99191

基点6 北緯39度18分32秒01133、東経141度54分30秒89721

基点7 北緯39度18分31秒39284、東経141度54分31秒93874

基点8 北緯39度18分31秒27780、東経141度54分32秒00276

基点9 北緯39度18分31秒07246、東経141度54分31秒85636

基点10 北緯39度18分31秒01160、東経141度54分31秒85543

基点11 北緯39度18分30秒55346、東経141度54分30秒69616

基点12 北緯39度18分33秒74500、東経141度54分24秒75724

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。